

成田国際空港内撮影取扱要領

	昭和 54 年 7 月 10 日	運総総第 291 号
改正	昭和 56 年 12 月 21 日	運総総第 547 号
改正	平成 8 年 6 月 19 日	運総総第 145 号
改正	平成 11 年 5 月 24 日	企画 1032 号
改正	平成 19 年 2 月 9 日	広報 1016 号
改正	平成 24 年 3 月 2 日	広報 1032 号
改定	平成 26 年 1 月 17 日	広報 1029 号
改定	平成 27 年 3 月 4 日	管広報 1036 号
改定	平成 28 年 9 月 12 日	管広報 1017 号
改定	2019 年 4 月 8 日	管広報 1003 号

(目的)

第 1 条 この要領は、成田国際空港（以下「空港」という。）内の成田国際空港株式会社（以下「NAA」という。）の施設等において行う映画、テレビ、写真等の撮影（以下「撮影」という。）に関する許可申請手続、撮影に係る料金（以下「撮影料」という。）その他の必要な事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第 2 条 この要領は、空港内における次の各号に掲げる撮影について適用する。

- (1) 劇場映画、テレビドラマ、テレビ番組、CMフィルム等の制作のため行う撮影
- (2) 広告、ポスター、カレンダー、雑誌等の制作のため行う撮影
- (3) ラジオ番組、テレビ番組等で使用する音声の収録
- (4) 教材、その他広報資料等の作成のため行う撮影

(撮影場所)

第 3 条 撮影のため使用できる場所は、旅客ターミナルビル、駐車場、道路（成田国際空港警察署長の許可を必要とする部分については、当該許可を受けることを条件とする。）、その他NAAが認めた場所とする。

ただし、NAAが認めた特別な事情がある場合を除き、制限区域における撮影は、認めないものとする。

2 撮影スタッフ及び撮影被写体（以下、「撮影者」という。）は、NAA以外が管理している設備等又は、場所で撮影を行う場合には、事前に各管理者に承諾を得ることを条件とする。

(撮影日時)

第 4 条 原則として、撮影時間は、午前 9 時から午後 5 時までの間でNAAの指定した時間とする。

ただし、NAAが認めた特別な事情がある場合は、この限りでない。

2 原則として、土曜日、日曜日、国民の祝日及び空港の管理上N A Aが指定する日における撮影は、認めないものとする。

ただし、N A Aが認めた特別な事情がある場合は、この限りでない。

(撮影許可申請)

第5条 N A Aは、撮影者の目的、日時、場所、人数、撮影内容等について、空港のイメージを損なわないものである等、当該撮影を許可することが適当であるかの審査を行う。

2 撮影者は、撮影に必要な諸調整をN A Aと完了させた後、撮影を行おうとする日の3営業日前までに空港内撮影許可申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）の提出並びに撮影料の納入をN A Aに対し済ませていなければならない。

3 撮影者が撮影に必要な諸調整、申請書の提出及び撮影料の納入が完了していない場合には、空港内で撮影を行うことができない。

(撮影許可)

第6条 N A Aは、前条の申請書を受理した場合は、撮影者に対しその旨を通知するものとする。この場合においてN A Aは、必要に応じ条件を付するものとする。

2 N A Aは、撮影者に対し、撮影当日にN A A窓口にて空港内撮影許可書（以下、「許可書」という。）を交付し、N A A撮影腕章（以下、「撮影腕章」という。）を貸与する。

3 撮影者は貸与された撮影腕章を適切に管理することとし、撮影終了後すみやかにN A Aまで返却する。

4 撮影者は、N A Aから撮影許可の通知を受けた後に撮影許可内容を変更することは原則できないものとする。ただし、N A Aが認めた特別な事情がある場合は、この限りではない。

5 N A Aは、申請書内容に不備又は虚偽の記載等がある場合には、撮影許可を取り消す場合がある。

(撮影料)

第7条 撮影者は、次に掲げるところによりN A Aに撮影料を支払わなければならない。

(1) 撮影料の額は、撮影に関与する人数につき、1人当たり2,000円に消費税及び地方消費税の額を加算した金額とする。

(2) 撮影料は、撮影日の3営業日前までにN A Aの指定の銀行口座へ振込みを完了していなければならない。

2 前項の期日までに撮影料の納入がない場合は、空港内で撮影を行うことができない。

3 N A Aは、前条第1項の規定にかかわらず次の各号の一に該当する場合について撮影料を免除することができる。

(1) 国、地方公共団体等が広報活動の一環として撮影を行う場合

(2) 空港内の事業所が研修、その他自社の広報のために撮影を行う場合

(3) 撮影日に撮影者が航空機で出発又は到着する旅客である場合

(4) 空港の広報宣伝に資する場合等で、N A Aが適当と認めた場合

(撮影料以外の料金)

第8条 撮影者は、撮影にあたって、有料待合室を利用する場合又は駐車場において車両を使用して撮影を行う場合は、撮影料の他に別に定めるところにより、これらの施設の使用料を支払わなければならない。

(撮影料の払い戻し及び振替)

第9条 撮影料は、NAAの都合により撮影を中止させた場合を除き、返還しない。

2 NAAの都合により撮影日時を変更した場合は、当該撮影料を変更後の撮影日の撮影料に振り替えることができる。

(撮影の中止及び延期)

第10条 NAAは、国公賓等のVIPが出入りする時間帯、旅客の混雑時その他空港の管理運営上支障を生じ、又はそのおそれがある場合は、事前に又は実施中に撮影を中止させ、又は延期させることができる。

(撮影者の責務)

第11条 撮影者は、撮影の実施にあたっては、現場責任者を定め、本要領及び成田国際空港管理規程等諸規程を厳守するとともに、事故及びトラブルの防止に努めなければならない。

2 現場責任者は、撮影実施中は、第6条第2項に定める許可書を携帯し、撮影腕章を着用しなければならない。

3 NAAは、本条の規定に違反した者に対して、直ちに撮影を中止させ、今後の撮影についても許可しないなどの措置を講ずることができる。

(禁止行為)

第12条 撮影者は、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 許可を受けた場所以外で撮影をすること。又は許可を受けた場所を撮影以外の目的に使用すること。

(2) 旅客、送迎人、見学者、従業員等に対し迷惑を及ぼす行為をすること。

(3) 許可書の携帯並びに撮影腕章の着用なしに撮影を行うこと。

(4) NAAの承認を受けないでNAAの施設等に商号、商標、広告その他これらに類する表示をすること。

(5) NAAの承認を受けないで撮影する部分に造作等すること。

(6) NAAの承認を受けないで撮影機材以外のものを持ち込むこと。

(7) NAAの施設、設備等を移動すること。

(8) NAAの電源を使用すること。

(9) 立ち入り禁止区域に立ち入ること。

2 NAAは、前項の規定に違反した者に対し、直ちに撮影を中止させ、空港からの退去を

求める等必要な措置を講ずることができる。また、今後の撮影についても許可しないなどの措置を講ずることができる。

(原状回復)

第13条 撮影者は、撮影を終了したときは、不要物を撤去する等、原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第14条 撮影者が、故意又は過失により撮影場所、設備等を破損し、汚損し、忘失し、又はその他の行為により、NAA、旅客、空港に勤務する者その他の関係者に損害を与えた場合は、現場責任者は、直ちにその旨をNAAに報告するとともに、当該損害を賠償しなければならない。

2 撮影者は、旅客、空港に勤務する者その他の関係者の故意又は過失により損害を受けた場合、NAAに対し当該損害の賠償の請求をすることができない。

附 則 (昭和54年7月10日 運総総第291号)

この要領は、昭和54年7月10日から施行する。

附 則 (昭和56年12月21日 運総総第547号)

この要領は、昭和56年12月21日から施行する。

附 則 (平成8年6月19日 運総総第145号)

この要領は、平成8年6月19日から施行する。

附 則 (平成11年5月24日 企画1032号)

この要領は、平成11年5月24日から施行する。

附 則 (平成19年2月9日 広報1016号)

この要領は、平成19年2月19日から施行する。

附 則 (平成24年3月2日 広報1032号)

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年1月17日 広報1029号)

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月4日 広報1036号)

この要領は、平成27年4月8日から施行する。

附 則（平成 28 年 9 月 12 日 広報 1017 号）

この要領は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（2019 年 4 月 8 日 広報 1003 号）

この要領は、2019 年 5 月 1 日から施行する。